

＜地域福祉計画の基本的な考え方＞

資料 2-2

（１） 計画策定の背景（地域福祉を取り巻く社会情勢）

■個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題

近年の人口減少、少子高齢化により、核家族化、高齢者を中心とした単身世帯数の増加など世帯構成の変化や生活スタイルの多様化が進んでいます。地域で暮らす人々のつながり希薄化も進み、介護負担や子育て不安、ひきこもりや虐待など生活課題は複雑化しています。

また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会が減少したことで、さらに孤独・孤立の問題が顕在化しています。閉じこもりによる虚弱化進行や社会的孤立、失業等による生活困窮などの課題もあり、迅速かつ丁寧な対応が求められています。

こうした中で、福祉サービスを必要とする人の生活課題や地域の福祉課題を捉え、利用者の自立支援や自己実現を図るとともに、問題の発見から解決に至るまでの過程において、地域住民の参加・協力を得、地域住民・自治会・当事者団体・民生委員児童委員・福祉委員・社会福祉施設・行政等のネットワークによる支援が行われる「地域共生社会」の実現を目指す国の方針が示されてきました。

地域の誰もが安心して暮らすには、市と社会福祉協議会が地域を取り巻く変化やそれに伴う様々な生活課題に対応しつつ、さらなる地域福祉の充実を目指して車の両輪となっていく計画策定が必要とされます。

■複雑化・複合化した生活課題

介護・育児の両立、障害を持った子どもとその親の高齢化、80代の親と引きこもりの50代の子(8050問題)、ヤングケアラー、セルフネグレクト、ひとり親、様々な困難を抱える女性、生活困窮者の自立など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、世帯単位で複数課題を抱えるといった状況もみられます。さらに高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など従来の制度の枠組みの狭間に落ちてしまっていて支援が得られないケースが多くみられるようになりました。

既存の枠組みに当てはめるのではなく、複雑化・複合化した支援ニーズに対応し横断的な支援に加え、地域住民同士が「おたがいさま」のところで「時には支え・支えられる」関係を作ることが求められています。

（２） 国の動き（計画の根拠法等）

○地域福祉計画及び地域福祉活動計画

■社会福祉計画法第107条に基づく計画

→市町村による社会福祉計画の策定。変更においては、「あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」とされています。

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年改正法）→「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

※【参考資料Ⅰ】を参照のこと

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年改正法）
→「重層的支援体制整備事業」を創設 ※【参考資料Ⅱ】を参照のこと

○地域自殺対策計画

- 自殺対策基本法の一部を改正する法律第13条（平成28年）に基づく計画
→自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案した市町村の自殺対策計画を策定（「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて）

○成年後見制度利用促進基本計画

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条（平成28年）に基づく計画
→国の同計画を勘案した市町村の後見制度利用促進基本計画を策定 ※【参考資料Ⅲ】を参照のこと

（3）SDGsとの関連について

- SDGs（Sustainable Development Goals（持続的な開発目標））

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年の15年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。社会が抱える問題を解決し、明るい未来を作るための17のゴールと、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

「誰一人残さない」という基本理念は、地域共生社会の根幹となるものであり、地域福祉計画、地域福祉活動計画においても、SDGsのゴールの達成に向けて推進するものとします。



（4）地域福祉における「地域」の捉え方

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進における地域の考え方（3区分）

市民にとって身近に感じる「地域」の範囲はさまざまですが、助け合い、支え合いの仕組みづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治会・小学校区などの地域が主に考えられます。

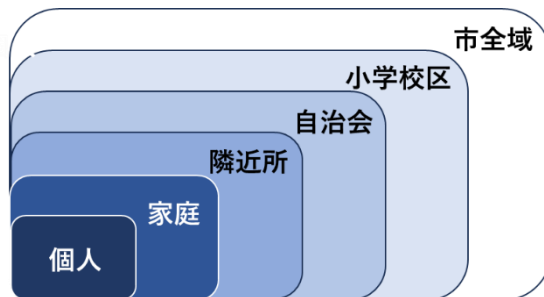
しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあり、また、住んでいる場所にとられない助け合い、支え合いの仕組みもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとはせず、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟に捉えていきます。

《小地域》……自治会、組、班など

《地区》……小学校区

《全市》……市全域

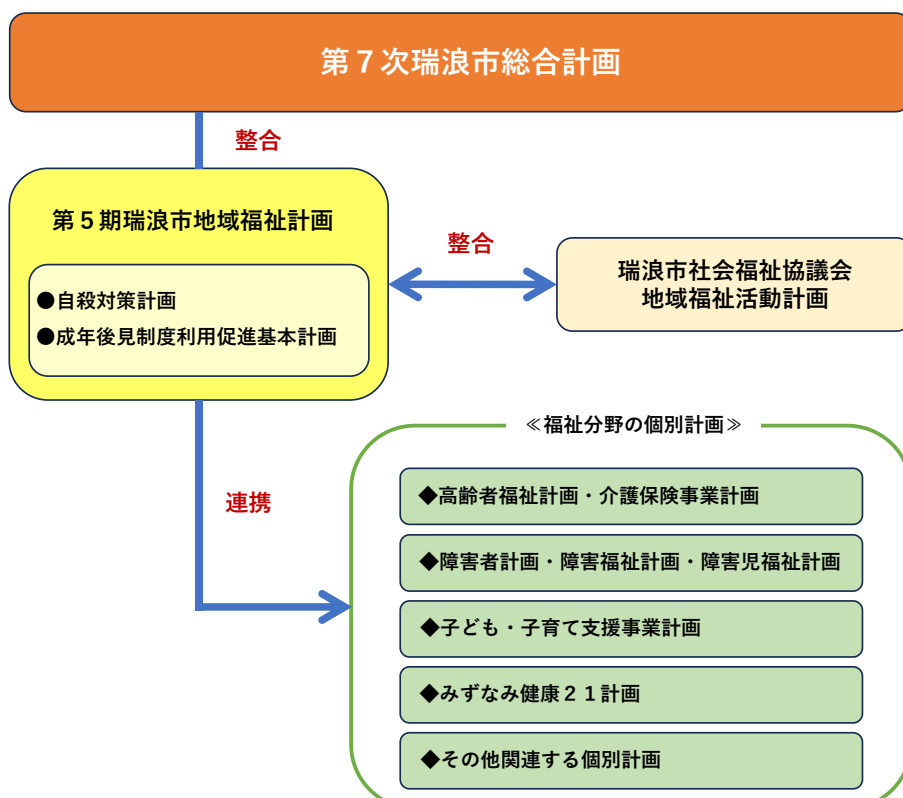
本市においては、旧小学校区の8地区（瑞浪地区、土岐地区、稲津町、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区、陶町）の圏域単位で区長会とまちづくり推進組織を核とした地域づくりが行われており、福祉分野においても福祉委員の活動も同じ単位で行われています。今後もこの8地区を基本とした「我が事・丸ごと」の地域づくりに対する支援を行っていきます。



（５） 計画の位置づけ

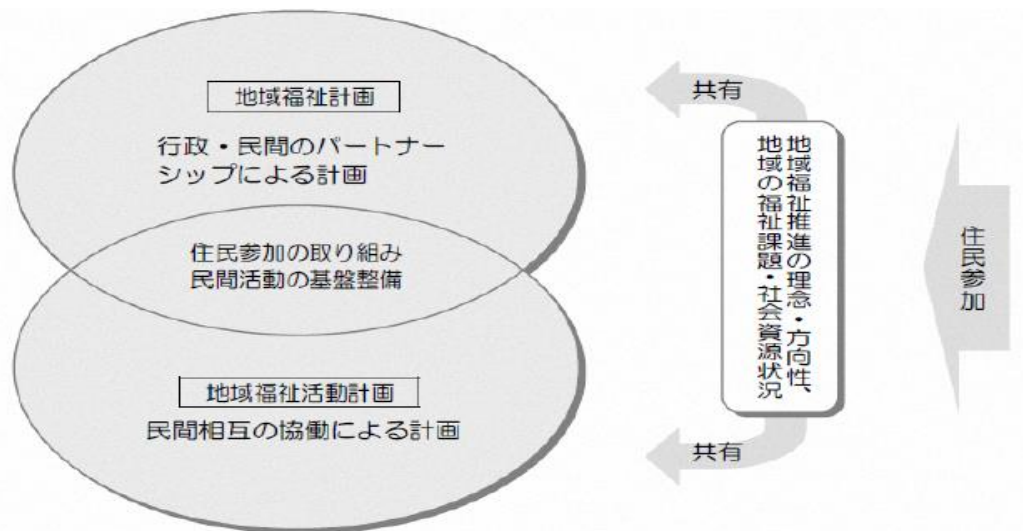
■地域福祉計画と他計画との関係

- ・地域福祉計画は、瑞浪市総合計画の下に位置する福祉分野の上位計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、みずなみ健康21等の福祉分野の個別計画、その他関連する計画と連携をとるものとします。
- ・地域福祉計画は、自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画を包括するものとします。
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画（社会福祉協議会）と整合をとるものとします。



■社会福祉協議会との連携について

- ・地域福祉計画が、市の地域共生社会の実現に向けた理念の明確化や施策・取り組みの体系化を図り、公助・共助・互助・自助の役割を意識した行政計画であるのに対し、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の施策・取り組みに向けた具体的な行動・活動を示す計画であり、地域の福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会により策定されます。
- ・地域福祉計画が行政計画として、地域福祉活動計画は地域住民の立場から地域福祉計画を推進する計画として、相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められています。



(6) 計画の期間

■令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間計画

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	第4期瑞浪市地域福祉計画 第4期瑞浪市地域福祉活動計画									
						第5期瑞浪市地域福祉計画 第5期瑞浪市地域福祉活動計画				

(7) 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定するにあたって、広く住民や関係機関の意見を取り入れるために、市民アンケート調査、関係団体等へのアンケート及びヒアリング調査、住民ワークショップの開催、庁内関係課に対する調査を行います。また有識者等によって構成された「地域福祉計画推進委員会」「地域福祉活動計画策定委員会」の設置を行い、審議検討を行います。

■市民アンケート調査の実施（実施済み）

市民の生活実態や福祉施策に対する考え方等を把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

■関係団体等への調査（実施中）

ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施します。調査シートをもとに関係団体等に対してアンケート調査を行うほか、社会福祉協議会でも別途ヒアリング調査を行います。

■住民ワークショップの開催

住民参画の一環として、地域住民との協働体制を考えるためのワークショップを開催します。グループワークを通じて現在抱えている課題や問題点、今後の取り組みなどについて意見交換を行います。

■庁内関係課に対する調査

地域福祉の総合的な推進を図るため、庁内の関係部署を横断的に組織し、関係施策の現状を把握し、今後の施策方針を検討するにあたって連携体制を構築することを目的として、関係各課に対し調査を実施します。

■「地域福祉計画推進委員会」「地域福祉活動計画策定委員会」の設置

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「瑞浪市地域福祉計画推進委員会」及び「地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議検討を行います。

■パブリックコメント等意見の聴取

広く市民のみなさんからの意見を伺うため、計画素案に対するパブリックコメントを実施します。

【参考資料Ⅰ】地域共生社会の実現に向けた包括的支援

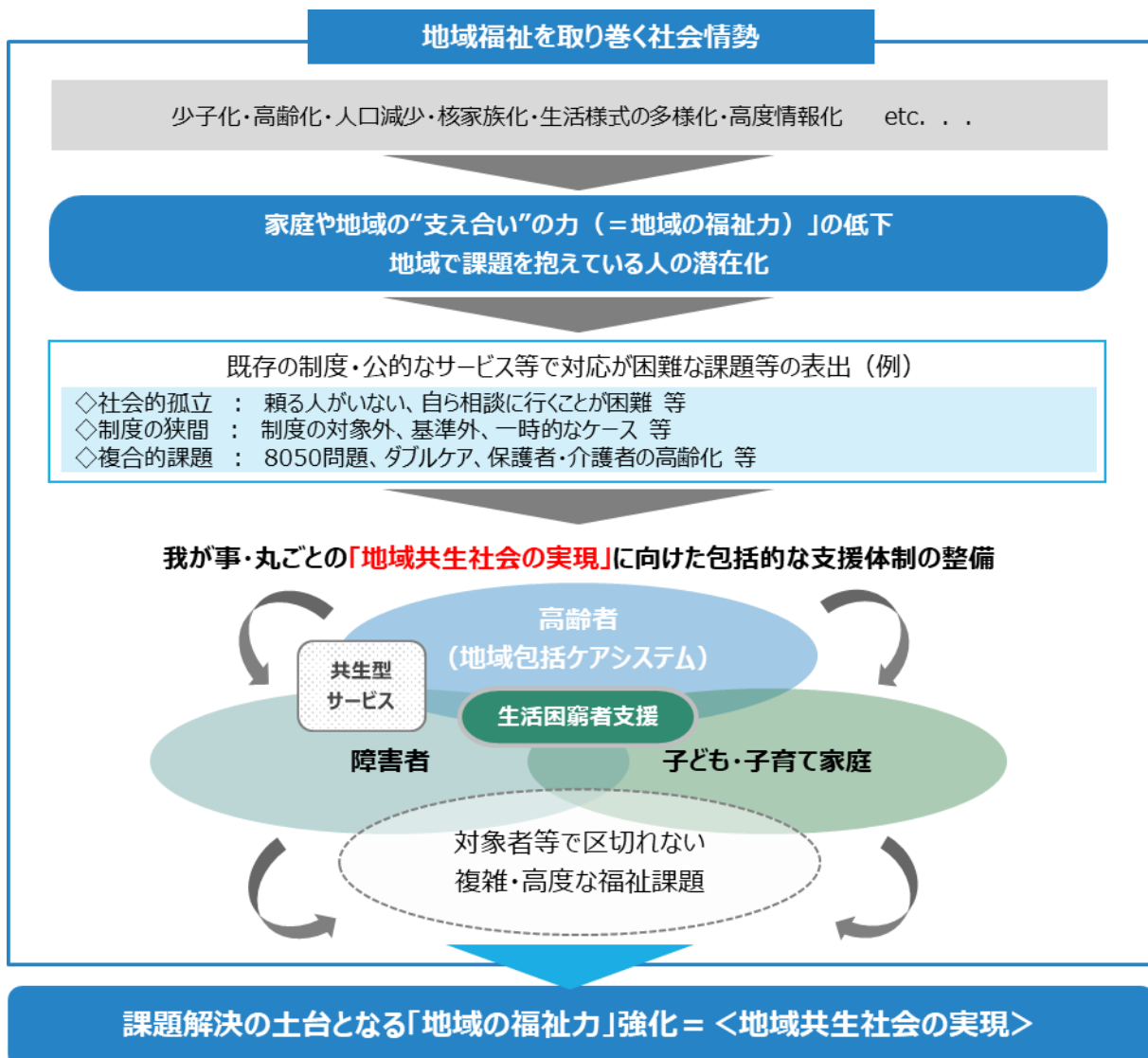
地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域包括ケアシステムの構築と合わせた地域福祉施策・事業を推進していくことが重要です。

「地域包括ケアシステム」とは：

介護保険制度における高齢者を中心とした仕組みから始まったものではあるが、高齢者のみではなく、児童や子育て支援、障がい者、生活困窮者など幅広い対象が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制構築を目指すもの。

「地域共生社会」とは：

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。



【参考資料Ⅱ】さらなる包括的支援を目指す「重層的支援体制整備事業」

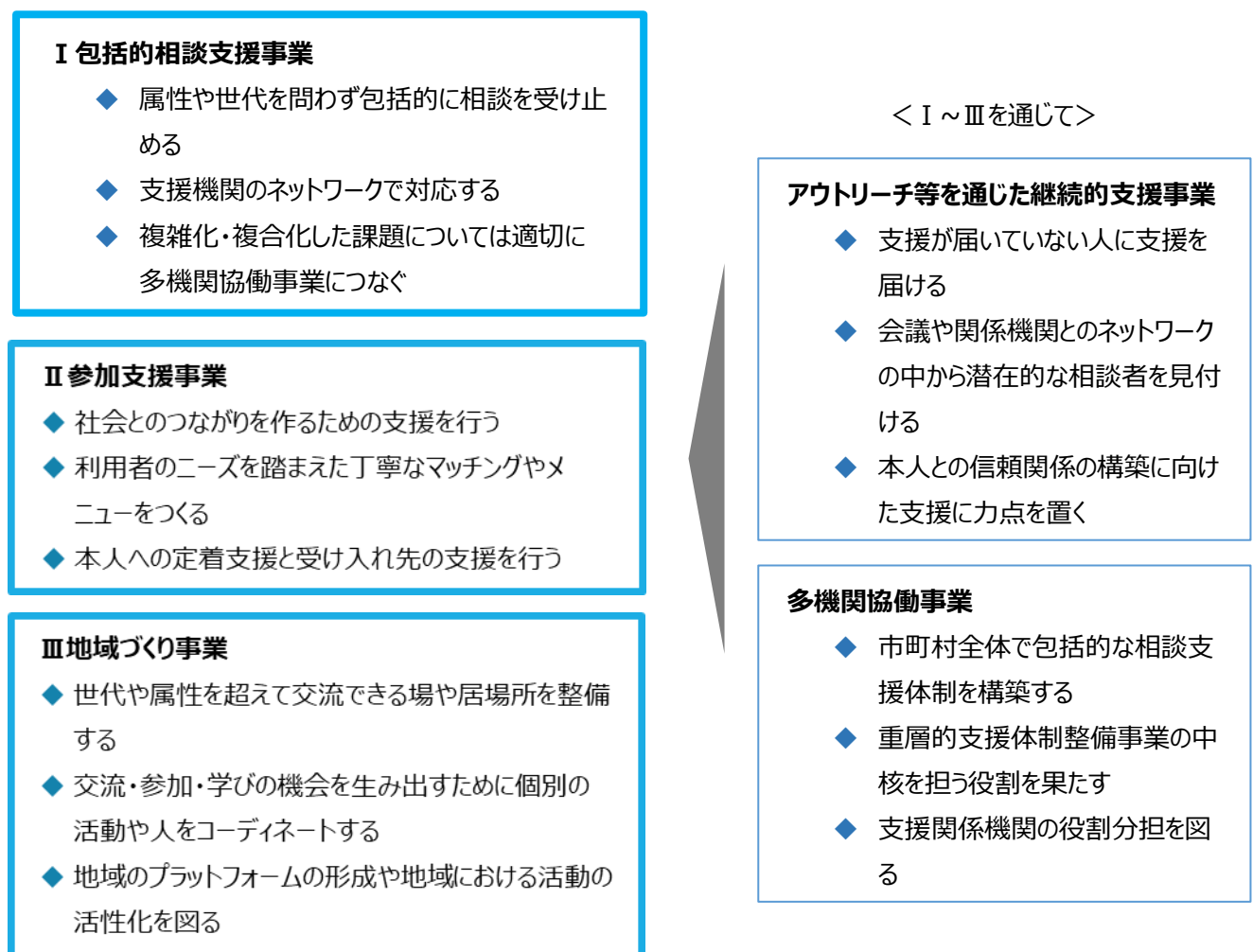
8050 世帯や介護と育児のダブルケアなど一つの世帯に複数の課題が存在するケース、ごみ屋敷など世帯全体が孤立しているケースなど、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するには、従来の支援体制では以下の課題があります。

○属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

○属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分にかかる事務負担が大きい。

→そこで新たな事業「重層的支援体制整備事業」の創設が求められています。

「重層的支援体制整備事業」とは：



「重層的支援体制」で期待される効果：

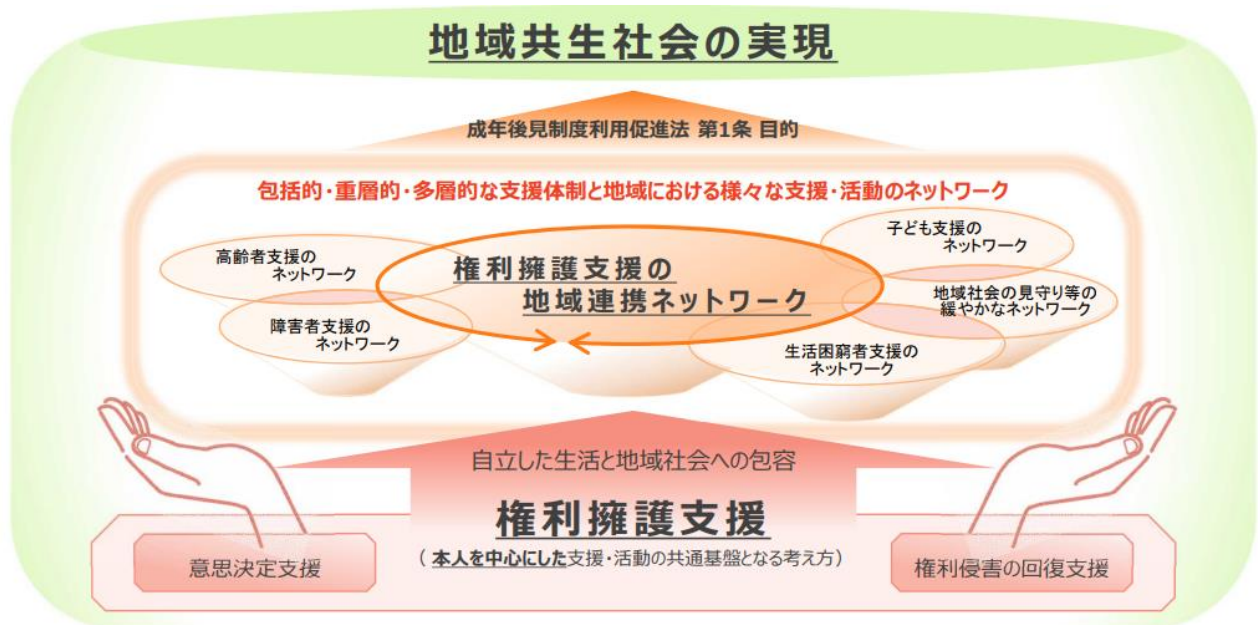
○狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。

○地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援に早期につながる。

○災害時の円滑な対応にもつながる。

【参考資料Ⅲ】「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として『権利擁護支援』を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める」、とされています。



厚生労働省ホームページ：

「第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」
より抜粋